



**桔梗**

そぼ降る雨のなか、訪れた古庵（いおり）の片隅に、そっと咲く五裂・青紫色の花が目映り、心が和む。可憐で毅然としたその花の品格に魅せられ、しばしその前にたたずむ。夏／秋に鏡形の青紫や白色の花を咲かせ、秋の七草のひとつにも数えられる。古来から愛された、多くの花に触れることのできる私たちは、日本人の優しい叡知に守られ、幸せである。素晴らしいこの地球の財産を守り、次世代の子らへ伝えて行きたい。

(京都・法金剛院にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 標準報酬月額を被保険者へお知らせください
- 平成23年9月分（10月31日納期分）から厚生年金保険の保険料率が改定されます
- 育児休業期間中の保険料免除について ● 障害に関する給付について
- 協会けんぽからのお知らせ ・健診のご案内 ・「傷病手当金」のご案内
- 第12回大阪府社会保険協会硬式テニス大会 ● 第31回 大阪府社会保険協会ボウリング大会
- 健康ウォーク開催について ● 第57回大阪府社会保険協会写真コンクール
- インターネットサービス「ねんきんネット」

**職場内で回覧しましょう**



# 育児休業期間中の保険料免除について

育児休業および育児休業に準ずる措置による休業（以下 育児休業等とする）を取得する被保険者は事業主が申出を行うことにより、育児休業等を開始する日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの間、健康保険・厚生年金保険料の事業主および被保険者負担が、最長で子が3歳になるまでの期間免除されます。

なお、この免除期間は年金額を計算する際には、「保険料を納めた期間」として扱われます。

## 1. 保険料免除措置の対象となる育児休業等

### ① 育児介護休業法第2条第1項に規定する「育児休業」

- (ア) 1歳に満たない子を養育するための育児休業
- (イ) 1歳から1歳6カ月到達するまでの子を養育するための育児休業

### ② 育児介護休業法第23条第1項の「育児休業の制度に準ずる措置による休業」

1歳（左記(イ)の休業の申出をすることができる場合にあっては1歳6カ月）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業

## 2. 育児休業等取得者申出書の提出

申出書による保険料の免除を受けるためには、上記1.のそれぞれの育児休業等期間中に育児休業中の被保険者を使用する事業主が年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合に、厚生年金基金に加入している場合は厚生年金基金にも提出が必要。以下「年金事務所等」とする）に申出が必要となります。それぞれの育児休業等の終了した後にその被保険者を使用する事業主が申出を行っても、その育児休業等にかかる保険料は免除されません。

## 3. 育児休業等期間中に次の子を出産した場合

### ① 子Aの育児休業期間中の者から、子Bの産前休業の請求がない場合

子Bの出産予定日前6週間以内であっても産前休業は開始されず、子Aに係る育児休業等期間およびそれに伴う保険料免除は終了しません。子Bの出産日の翌日より子Bに係る産後休業が開始し、子Aに係る育児休業等期間およびそれに伴う保険料免除は終了しますので、事業主は、「育児休業等取得者終了届」を年金事務所等に届出する必要があります。

図1 子Bの産前休業の請求がない場合



### ② 子Aの育児休業期間中の者から、子Bに係る産前休業の請求がある場合

子Bに係る産前休業が開始されることにより、子Aの育児休業等期間およびそれに伴う保険料免除は終了します。

また、事業主は、育児休業等の終了予定日の前日までに「育児休業等取得者終了届」を年金事務所等に届出する必要があります。

図2 子Bの産前休業の請求がなされた場合



## 4. 育児休業等を延長する場合

育児休業等を取得している被保険者が、その終了予定日を延長した場合は「育児休業等取得申出書（延長）」を事業主が年金事務所等に提出してください。

なお、延長後の終了予定日は、「1. ①(ア)」の場合は子が1歳に達する日、「1. ①(イ)」の場合は1歳6カ月に達する日、「1. ②」の場合は子が3歳に達する日を限度とします。

## 5. 育児休業等終了予定日前に育児休業等を終了した場合

被保険者が育児休業等終了前に育児休業等を終了した場合は「育児休業等取得者終了届」を事業主が年金事務所等に提出する必要があります。

## 6. 確認通知書

### ① 確認通知書

育児休業取得者であると確認した場合は「育児休業等取得者確認通知書」を事業主あてに通知いたしますので、確認された事項を被保険者に通知してください。

### ② 終了確認通知書

育児休業終了予定日前に育児休業を終了したことを確認した場合は「育児休業等取得者終了確認通知書」を事業主あてに通知いたしますので、確認された事項を被保険者に通知してください。

## 7. 届出用紙

「育児休業等取得者申出書」等の届出用紙は日本年金機構のホームページよりダウンロードすることができますので、ご利用ください。

健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書一覧  
<http://www.nenkin.go.jp/main/system/index8.html>

くわしくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

# 障害に関する給付について

障害に関する給付として、厚生年金保険制度には障害厚生年金および障害手当金が、国民年金制度には障害基礎年金があります。

## 障害厚生年金・障害手当金

障害厚生年金は、初診日に厚生年金保険の被保険者である人が、その病気・けがで障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日。ただし、その期間内に治った日または症状が固定した日があればその日）に政令で定める障害等級表の1級から3級までの障害の状態にある場合に支給されます。

初診日に厚生年金保険の被保険者である人の病気やけがが5年以内に治り、3級よりやや軽い程度の障害が残ったときは障害手当金（一時金）が支給されます。

## 障害基礎年金

障害基礎年金は、初診日に国民年金の被保険者である人が、その病気・けがで障害認定日に1級または2級の障害の状態にある場合に支給されます。

また、国民年金の被保険者でなくとも日本に住所を有している60歳以上65歳未満の人や、20歳前に初診日がある人には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳に達した日よりも後であれば障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、この場合にも障害基礎年金が支給されます。

※厚生年金の被保険者（老齢基礎年金等の受給権を有する65歳以上の人を除く）は同時に国民年金第2号被保険者でもありますので、1級・2級の場合は障害厚生年金に加えて障害基礎年金が支給されることになります。

### ※事後重症

障害認定日に障害等級表に該当する障害の状態になかった人が、その後65歳になるまでの間にその状態が悪化し、障害等級表に該当するようになったときは、本人の請求により、その請求月の翌月から障害の程度に応じて障害厚生年金および障害基礎年金が支給されます。

### ●保険料納付要件

障害厚生年金、障害手当金および障害基礎年金を受けるには、初診日の属する月の前々月までの国民年金の保険料を納めなければならない期間のうち、

- ①滞納した期間が3分の1を超えていない。
- ②最近の1年間に国民年金の保険料を滞納した期間がない（初診日が平成28年3月31日以前で初診日に65歳未満の場合）。

のいずれかの要件を満たすことが必要です。なお、厚生年金保険の被保険者は同時に国民年金の第2号被保険者になり、その期間は国民年金の保険料を納めた期間になりますので、滞納期間ではないことになります（国民年金第3号被保険者期間も同様に滞納期間ではありません）。

### ●年金額・年金請求の手続きなど

障害厚生年金、障害手当金および障害基礎年金の額や請求の手続き方法は、障害の程度、初診日において加入していた年金制度、配偶者および子の有無などにより異なりますので、くわしくは年金事務所、街角の年金相談センターまたはねんきんダイヤルにお問い合わせください。

年金に関する電話での相談は、「ねんきんダイヤル」で承ります

☎0570-05-1165 (IP電話・PHS) ☎03-6700-1165

「ねんきん定期便」に関する電話での相談は、「ねんきん定期便専用ダイヤル」で承ります

（「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします）

☎0570-058-555 (IP電話・PHS) ☎03-6700-1144

協会けんぽからのお知らせ

# 健診のご案内

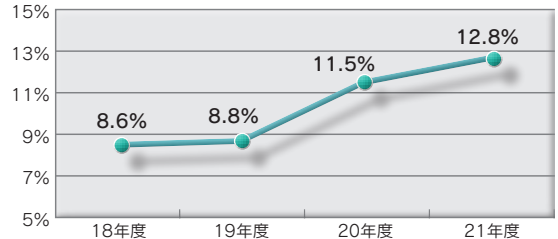
## 生活習慣病予防健診はお済みですか？

毎日の生活のなかで、私たちの心やからだにかかるいろいろな負担は、長い年月のなかで知らず知らずのうちにからだのいろいろな部分を少しずつ衰えさせ「生活習慣病」の大きな要因となっています。

**生活習慣病はあなたに忍び寄ってきているのです**

生活習慣病予防健診を「あなたの健康」を見直すきっかけにしてみませんか？

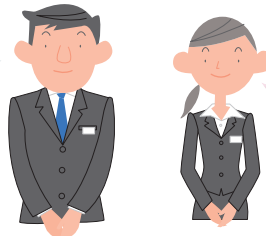
大阪支部加入者メタボリックシンドロームのリスク保有率  
(生活習慣病予防健診受診者データ)



協会けんぽの  
生活習慣病予防健診は…

### 健診メニューが豊富です

肺がん（胸部レントゲン検査）・胃がん（胃部レントゲン検査）・大腸がん（便潜血反応検査）があります。  
子宮がん、乳がん検査があります（指定年齢あり）。  
事業者健診（労働安全衛生法により、事業主様に義務付けられた健診）の項目をすべて満たしていますので、事業者健診に代えることができます。



### 健診費用がお得です

左記がん検診のメニュー（子宮がん、乳がん検診を除く）に基本健診がセットで**自己負担額は最高6,843円**（費用の62%が健康保険より拠出されています）。

### 各健診の 検査範囲の イメージ

- 生活習慣病予防健診 → 健診項目が多い
- 事業者健診（労安法）
- 特定健康診査

### 申込方法

希望する健診機関へ予約  
(大阪府内では、161カ所の健診機関で、受診できます)

予約後、生活習慣病予防健診申込書に必要事項を記入して、協会けんぽへ郵送

健診日に、保険証を持参して受診

## 健診結果により健康相談を実施しています

生活習慣病予防健診を受けられた方のなかで、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて生活習慣の改善が必要な方を対象に、無料で「**特定保健指導**」(健康になるためのアドバイス)を実施しています。  
特定保健指導とは、メタボリックシンドロームの予防や改善を目的として、保健師や管理栄養士のアドバイスにより生活習慣改善のための行動に取り組んでいただくことです。

### 事業主の 皆様へ

\*労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）を受けておられる場合は、健診結果を協会けんぽに提供いただくことによって、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、無料で特定保健指導を実施しております。

### お問い合わせ先

**全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部** <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-6201-7070 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

## 協会けんぽからのお知らせ

## 「傷病手当金」のご案内

被保険者が、病気やけがのために会社を休み、その間事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

## ▶ 支給要件

① 業務外の病気やけがで療養中であること  
業務上の病気やけがは労災保険の扱いになります

② 療養のため労務不能であること  
医師の意見などをもとに判断します

③ 4日以上休んでいること  
3日以上連続して休んだ以降の4日目から支給されます

④ 給与の支払いがないこと  
一部支払いされている場合は支給額を調整

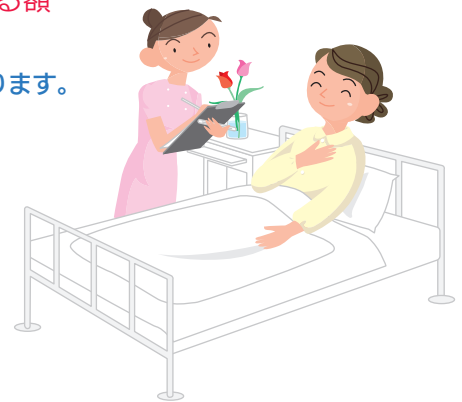
## ▶ 支給される金額・期間

◆ **支給額** 休業1日につき、**標準報酬日額の3分の2に相当する額**

◆ **支給期間** 支給を開始した日から最長**1年6カ月間**

下に該当する場合は傷病手当金の支給額が調整（減額）されることとなります。

1. 事業主から報酬の支給を受けた場合
2. 同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合（同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受けるときは、その合算額）
3. 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金または退職共済年金などを受けている場合（複数の老齢年金を受けるときは、その合算額）
4. 出産手当金が支給されるときは、出産手当金が優先されるため、出産手当金受給期間中は、傷病手当金の支給は停止されます。



## ▶ 手続き方法

◆ **健康保険傷病手当金支給申請書**を協会けんぽに提出 → 申請書内に事業主の証明と医師の証明が必要

- ◆ **添付書類**
- ・ 申請期間とその前1カ月分の出勤簿またはタイムカードの写し、および賃金台帳の写し（初回申請時）
  - ・ **年金額が確認できる書類の写し**（傷病手当金と同一傷病で障害年金を受給している場合、および退職後の請求の方で老齢年金、退職共済年金等を受給している場合）

## ▶ 退職後の支給について

退職等により被保険者でなくなった場合、以下の要件を満たすと、引き続き傷病手当金が受給できます。

- ・ 資格喪失する日の前日までに継続して1年以上被保険者期間がある（任意継続被保険者期間は除く）。
- ・ 退職日に出勤していない。
- ・ 資格を喪失した際に傷病手当金を受けているか、支給される条件を満たしている方が、引き続き療養のために労務不能の状態が継続している。

## 傷病手当金の支給金額例

・ 標準報酬月額30万円 → 支給日額 **6,667円**

・ 6月1日から6月30日まで30日間休業 → 支給期間 **27日間**（初めの3日間は支給されません）

傷病手当金支給額 **6,667円 × 27日間 = 180,009円**（調整金額0円の場合）

## お問い合わせ先

**全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部** <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 **06-6201-7070**（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル



- ◆ 開催日 平成23年11月6日(日) 雨天決行(インドアコート使用)
- ◆ 場所 「テニスコミュニケーション門真」  
門真市三ツ島1033番地 TEL 072-881-3215  
地下鉄 鶴見緑地線『門真南駅』より徒歩約15分
- ◆ 大会運営 (株)インターナショナルスポーツ
- ◆ 競技種目 男・女ダブルスAクラス(テニス経験3年以上) 各12組  
男・女ダブルスBクラス(テニス経験3年未満) 各12組  
※なお以前に「Aクラス」で3位までに入賞されている方の「Bクラス」への申し込みはご遠慮ください。
- ◆ 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者も含む)。
- ◆ 参加費 ●会員事業所の被保険者 無 料/1名  
●非会員事業所の被保険者 1,000円/1名  
申込受付後に送付します郵便振替用紙にてご入金いただきます(入金後の参加費は返還いたしません)。
- ◆ 申込方法 下記申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(財)大阪府社会保険協会へ郵送または FAXにてお申し込みください。  
※応募多数の場合は抽選とさせていただきます(キャンセル待ちの抽選を含む)。  
抽選結果については、ご通知させていただきます。
- ◆ 申込締切 平成23年10月14日(金) 必着
- ◆ 表彰 優勝・準優勝・第3位 (豪華賞品がございます)

**お申し込み先** (財)大阪府社会保険協会 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

**第12回 大阪府社会保険協会硬式テニス大会 参加申込書**

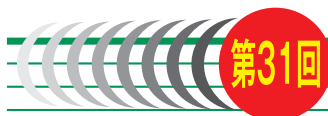
※参加資格の確認のため申込書には楷書で記入もれのないようにご記入ください。  
※記入もれのある場合は、お申し込みの受付はできませんのでご注意ください。

申込クラス	男子ダブルス	A・B	申込クラスに○をおつけください
	女子ダブルス	A・B	

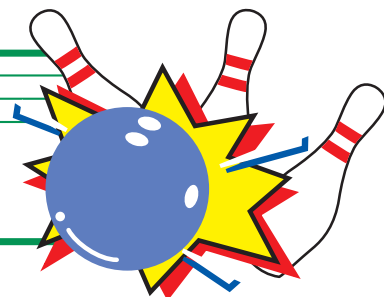
必ず2名でお申し込みください

参加者氏名	(フリガナ)	事業所名称	〒	—	電話番号 ( )
		事業所所在地			
		健康保険被保険者証 記号・番			
	[年齢: 歳]	会員番号(会員の場合のみ記入)	23-	—	
参加者氏名	(フリガナ)	事業所名称	〒	—	電話番号 ( )
		事業所所在地			
		健康保険被保険者証 記号・番			
	[年齢: 歳]	会員番号(会員の場合のみ記入)	23-	—	
申込責任者 (参加費振替用紙・ 抽選結果の送付先)	住所	〒	—	電話番号 ( )	
	氏名				

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。



# 大阪府社会保険協会ボウリング大会



- ◆開催日 平成23年11月12日(土) 午前10時から(集合時間9時30分)
- ◆場所 イーグルボウル 大阪市淀川区宮原4-3-9(地下鉄御堂筋線「新大阪駅」より徒歩約8分)
- ◆競技種目 個人戦(個人戦のみ実施)
- ◆参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者も含む)。  
※ただしプロライセンスを有する者を除く
- ◆参加費 ●会員事業所の被保険者 500円/1名  
●非会員事業所の被保険者 1,500円/1名  
申込受付後に送付します郵便振替用紙にてご入金いただきます(入金後の参加費は返還いたしません)。
- ◆申込方法 下記申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(財)大阪府社会保険協会へ郵送または FAXにてお申し込みください。
- ◆定員 120名(申込先着順) ※1事業所3名以内とします。
- ◆申込締切 平成23年10月14日(金) 必着 ※ただし、定員に達し次第締め切ります。
- ◆競技方法 アメリカン方式で1人3ゲームとし、トータルピンにより順位を決定します。  
(はじめに予選を行い、上位30名で決勝戦を行います)

ハンディキャップ (1ゲーム)		男子	女子
	5歳未満	0ピン	15ピン
	5歳以上60歳未満	5ピン	20ピン
	60歳以上	10ピン	25ピン

◆表彰 決勝戦の上位第3位まで ★ラッキー賞(4位・5位・7位・10位・20位・BB)あり

**お申し込み  
お問い合わせ先** (財)大阪府社会保険協会 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

## 第31回 大阪府社会保険協会ボウリング大会 参加申込書

事業所名称 \_\_\_\_\_ (大阪府社会保険協会会員事業所の場合)  
 事業所所在地 〒 \_\_\_\_\_ 会員番号 23- \_\_\_\_\_  
 事業所電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

(参加費振替用紙・参加証送付先)

申込責任者氏名 \_\_\_\_\_

健康保険被保険者証 記号・番号	フリガナ(必須) 氏名	性別	生年月日	年齢 (大会当日の)
		男・女		歳
		男・女		歳
		男・女		歳

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。



# 健康ウォーク 開催について

## 近江八幡の堀と よしぶえロード

- ◆ 主催 大阪ウォーキング連合
- ◆ 後援 財団法人 大阪府社会保険協会
- ◆ 開催日 平成23年11月19日(土) ※雨天決行
- ◆ 集合場所と時間 JR琵琶湖線 安土駅 午前10時00分集合
- ◆ コース 安土駅→西の湖よしぶえロード→西の湖園地→日牟礼神社→八幡公園→八幡堀  
→白雲館→新町通→願成就寺→白鳥よしぶえロード→JR・近江八幡駅 } 約14km  
※解散は午後3時頃の予定
- ◆ 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含まれます)。  
※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。
- ◆ 参加費用 無料  
下記申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。  
【持参されないと有料(500円)になりますのでご注意ください】
- ◆ 携行品 弁当・水筒・雨具のほかウォークできる服装

お問い合わせ先

(財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

キリトリ線

### 健康ウォーク参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

代表者事業所名称 \_\_\_\_\_

事業所所在地 〒 \_\_\_\_\_

事業所電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主催 大阪ウォーキング連合 後援 財団法人 大阪府社会保険協会



## 第57回 大阪府社会保険協会写真コンクール

### 募集期間

平成23年10月3日(月)から平成24年1月13日(金)

### 応募資格

大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務する被保険者(健康保険組合の被保険者も含まれます)。

※扶養家族の方および国民健康保険、各種共済組合にご加入の方はご応募できませんのでご注意ください。

### 作品

健康的にして明朗なものとしします。

職場や家庭のなかで自由なテーマで楽しい作品。

作品サイズは四つ切(ワイド四つ切可)の単写真で未発表のものとしします。

※印画紙(銀塩タイプ)によるプリントでご応募ください(インクジェットプリントでの応募はご遠慮願います)。

※デジタルカメラによる作品も応募できます。

※合成写真は不可。

### 応募締切

平成24年1月13日(金) 必着

### 入賞

- 推薦《1点》 賞状・賞金5万円  
朝日新聞社・全日本写真連盟(賞状・楯)  
富士フイルム(株)・(株)法研関西(賞品)
- 特選《3点》 賞状・賞金3万円  
朝日新聞社・全日本写真連盟(賞状)  
富士フイルム(株)・(株)法研関西(賞品)
- 入選《10点》 賞状・賞金1万円  
朝日新聞社・全日本写真連盟(賞状)  
(株)法研関西(賞品)
- その他 佳作 賞品

### 審査員

日本写真家協会会員 藤本 俊一氏  
全日本写真連盟関西本部委員

主催 財団法人 大阪府社会保険協会  
後援 朝日新聞社、全日本写真連盟関西本部  
協賛 富士フイルム株式会社、株式会社 法研関西

応募規定は裏面をご参照ください

応募規定

- ①所定の応募票に必要事項をご記入のうえ、作品の裏面に貼ってください。  
※応募票に記載された個人情報、入賞者の氏名・住所の公表(市町村まで)や入賞のご連絡・賞品等の送付など、このコンクールを実施・運営するために必要な範囲内でのみ使用します。
- ②応募点数の制限はありません。
- ③未発表作品で、本人の撮影したものに限りです。
- ④応募作品については、他人の著作権を侵害しないように注意してください。  
また、人物を撮影するときは、必ずその方の承諾を得てください。  
※応募作品の著作権・肖像権などに関して、第三者から異議申し立て等があった場合は、主催者は一切責任を負わず、応募者の責任においてすべて対処するものとしてします。
- ⑤入賞は1人1賞とします。
- ⑥入賞作品(佳作含む)の著作権は主催者に帰属します。
- ⑦推薦および特選入賞者は必ず原版(デジタルカメラの場合は撮影データ)を提出していただきます。
- ⑧入賞作品(佳作含む)は返却いたしません。  
入賞(佳作を含む)以外の応募作品は返却します(返却費用は主催者負担)。  
なお、作品の取り扱いについては十分注意しますが、万一の事故に対する責任は負いかねますのでご了承ください。
- ⑨その他、この応募資格・規定等に反するものは失格とします。

入賞発表

本誌平成24年3月号および大阪社会保険時報平成24年3月号、朝日新聞に掲載予定。入賞者には直接通知します。

送り先  
お問い合わせ先

(財)大阪府社会保険協会 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

キリトリ線

《ご注意》 \*応募票は、楷書でもれなくご記入ください。  
\*応募票に必要事項が記載されていない作品は、審査対象外とさせていただきます。

第57回 大阪府社会保険協会写真コンクール応募票

題名	(フリガナ)	撮影地	
健康保険被保険者証記号・番号			
健康保険組合の場合		( ) 健康保険組合	
事業所名		事業所電話番号	
事業所所在地	〒 -		
氏名	(フリガナ)	年齢	
		性別	男・女
自宅住所	〒 -	自宅電話番号	

# インターネットサービス 『ねんきんネット』

ぜひご利用  
ください!!



## 『ねんきんネット』ってなに？

「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

国民年金や厚生年金保険などの加入状況が一覧で確認でき、年金に加入されていない期間や標準報酬月額の変動などの記録がわかりやすく表示されています。

※旧法による年金受給者および共済年金加入中の方は、ご利用いただけませんのでご了承ください。

## どんなことができるの？

### ● いつでも、最新の年金記録が確認できます！

24時間いつでも、「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録をご確認いただけます。今後、「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。

### ● 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

### ● 「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります！

画面の指示にしたがって、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

### ● 将来の年金額が試算できます！（平成23年秋以降予定）

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は？」といった、知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能を、平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。

## インターネットが使えない人はどうするの？

インターネットのご利用の難しい方は、年金事務所の窓口でも年金記録をご確認いただけます。（ご本人であることが確認できる証明等を窓口で提示していただく必要があります）

登録はこちら!!

「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

(<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>)  
をご覧ください。

「ねんきんネット」についてのお問い合わせは  
「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」

**0570-058-555**へ

IP電話・PHSからは「03-6700-1144」へ

【受付時間】 月～金曜日：午前9:00～午後8:00まで  
第2土曜日：午前9:00～午後5:00まで

## 「ねんきんネット」表示画面のイメージ

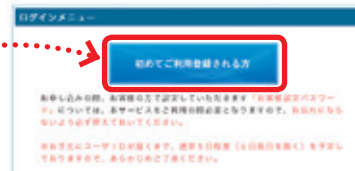


# 「ねんきんネット」申込み手順

## 1. 日本年金機構ホームページにアクセス



日本年金機構 (URL:<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。



「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。

## 2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

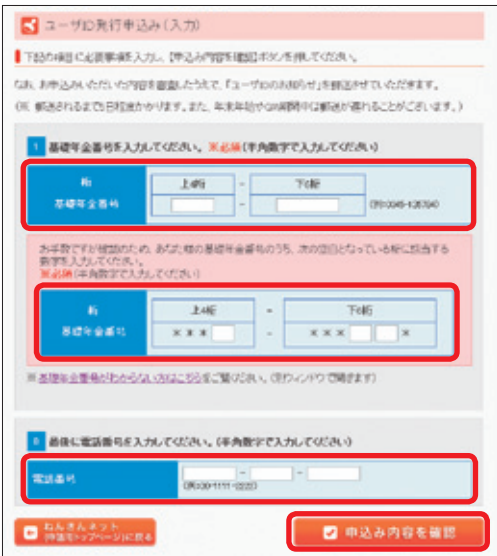


上記画面(ねんきんネット サービスページ)が表示されますので「ご利用登録(アクセスキーをお持ちでない方)」ボタンをクリックします。

「アクセスキー(※)」をお持ちの方は、「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックして登録画面に進んでください。

※「アクセスキー」は、平成23年4月以降に被保険者に発行される平成23年度の「ねんきん定期便」や、平成23年3月以降に受給者に送付される「ねんきんネットのお知らせ」に記載されている17桁の番号です。

## 3. ユーザID 発行申込みの情報入力



上記画面が表示されますので、必要な情報(基礎年金番号、氏名、ご住所等)を入力し画面下の「申込み内容を確認」ボタンをクリックします。

クリック後は確認画面が表示され、画面の指示にしたがい進めていくことで「ユーザID発行申込み(完了)」画面が表示されます。申込みから約5日程度で、「ユーザID」が郵送されます。



「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」ボタンをクリックし、「ユーザID」および申込み時に設定していただいた「お客様設定パスワード」を入力し、ご利用ください。

画面イメージは今後変更される場合があります。

※入力いただいた情報と、登録されている記録が一致しなかった場合は、IDが発行できませんので、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！

◆お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください◆

**0570-058-555**

(IP電話・PHSの場合) **03-6700-1144**

月～金曜日午前9時00分～午後8時00分、第2土曜日午前9時00分～午後5時00分  
(祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。  
※IP電話・PHS用電話の場合は、通常の通話料金がかかります。  
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話となっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。